

登録林業事業者の皆さんへ

林業事業者が活用可能な 主な助成・資金制度について

令和2年度（2020年度）版



北海道根室振興局産業振興部林務課

I. 林業機械等を導入したい →P.3

- 1 林業・木材産業構造改革事業【補助】
- 2 合板・製材・集成材生産性向上品目転換促進対策等事業【補助】
- 3 林業・木材産業等改善資金【融資】

II. 労働安全対策をしたい →P.6

- 1 林業労働安全衛生活動促進事業（リスクアセスメントの支援）【補助】
- 2 林業労働環境整備事業（安全装備の購入支援）【補助】
【森林整備担い手対策推進事業】

III. 従業員の確保・育成をしたい →P.8

- 1 新規参入定着支援事業（奨励金支給）【補助】
- 2 林業就業促進資金償還免除事業（準備資金の償還免除）【融資】
- 3 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業【研修参加】
- 4 林業担い手研修事業【補助・研修】【森林整備担い手対策推進事業】

IV. 設備・運転資金を確保したい →P.13

- 1 木材産業等高度化推進資金【融資】
- 2 林業・木材産業信用保証【融資保証】
- 3 日本政策金融公庫資金【融資】

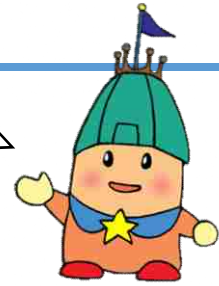
この他にも活用可能な制度・資金がある場合もありますので、
林務課までお問い合わせください。



I. 林業機械等を導入したい

1 林業・木材産業構造改革事業【補助】

川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの削減を図るために必要な林業機械・施設の導入を支援します。



1 補助対象者

市町村、森林整備法人等、森林組合、*選定経営体 等

*「育成経営体」又は「意欲と能力のある林業経営者」に認定されている事業体のこと

2 対象の例（補助率）

①高性能林業機械等の整備（1／3以内）

高性能林業機械の購入・リース導入に要する経費

②特用林産物活用施設等整備（1／2以内）

特用林産物生産・加工流通施設等の整備に要する経費

③木材加工流通施設等の整備（1／2以内）

木材処理加工施設等、森林バイオマス再利用促進施設等の整備に要する経費

④木質バイオマス利用促進施設の整備

（1／2以内。民間事業者が実施主体の場合1／3以内）

未利用間伐材・林地残材の収集・運搬の効率化に資する機材、未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設、木質バイオマス燃料を利用するため必要な施設・ペレットストーブの導入に要する経費 等

3 留意事項

- ・国からの配当予算の範囲内での補助になりますので、事業を要望後、各項目を点数付けした結果により採択、配当額が決定されるため、採択されない・要望額を下回る場合があります。
- ・各事業種目に応じた採択基準・要件を満たしていなければいけません。
- ・事業実施後は毎年実績の調査があります。
- ・会計検査の対象となり、不適切な場合は補助金返還もあります。

4 要望調査時期・問い合わせ先

○要望調査：事業実施前年の7月頃

※事業実施を希望する場合はこの際に要望を提出してください。

○問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課

（TEL：0153-24-5639）

2 合板・製材・集成材生産性向上品目転換促進対策等事業【補助】

競争力のある製品の転換、低コスト化を通じた体質強化、販売力や労働安全衛生支援の強化等を図る取組への支援を行います。



1 補助対象者

市町村、森林整備法人等、森林組合、選定経営体 等

2 対象の例（補助率）

①木材産業の体質強化対策（1／2以内）

生産の大規模・効率化または低コスト化を図るために必要な加工流通施設・ストックヤードの整備、競争力のある品目への転換を図るために必要な加工流通施設の整備に要する経費

②高性能林業機械等の整備（1／2以内）

高性能林業機械の導入に要する経費 等

3 留意事項

- ・補正事業であるため、毎年事業が実施されるとは限りません。
- ・国からの配当予算の範囲内での補助になりますので、事業を要望後、各項目を点数付けした結果により採択、配当額が決定されるため、採択されない・要望額を下回ることがあります。
- ・各事業種目に応じた採択基準・要件を満たしていなければいけません。
- ・事業実施後は毎年実績の調査があります。
- ・会計検査の対象となり、不適切な場合は補助金返還もあります。

4 要望調査時期・問い合わせ先

○要望調査：事業実施前年の7月頃

※事業実施を希望する場合はこの際に要望を提出してください。

○問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課

（TEL：0153-24-5639）

3 林業・木材産業等改善資金【融資】

林業・木材産業の経営の改善や、新たな林業・木材産業の経営の開始のための無利子の貸付を行います。



1 利用できる方

林業に携わる方、木材製造業・卸売業・市場業を営んでいる方

2 対象の例

①林業・木材産業部門の経営開始

林業の開始に必要な器具等の購入費用、しいたけ栽培の開始、コンテナ苗生産の開始、木材チップ等の製造施設の導入費用

②林産物の新たな生産方式・販売方式の導入

高性能林業機械等の導入費用、販売管理システムの導入費用、JAS規格認定や森林認証の取得に必要な資金

③安全衛生施設・福利厚生施設の導入

防振装置付きチェーンソーの導入費用、人員輸送車の導入費用、シャワー施設の導入費用 等

3 留意事項

| 貸付限度額 | 貸付金利 | 償還期間 (うち措置期間) |
|--|---|--|
| 【林業】 個人：1,500万円 会社：3,000万円 団体：5,000万円 | 【木材産業】 1億円 木材製造業・木材卸売業・木材市場業に係る事業を実施する場合 | 最長10年 (最長3年) 償還方法は期間内での均等年賦支払 |
| ※ただし、知事が必要と認める場合において、これらの限度額にかかわらず、知事が農林水産大臣と協議をして定めた額となります。 | | |

- ・ 償還期間・措置期間には特例措置があるため、詳しくは林務課まで。
- ・ 原則として**連帯保証人**を立てる必要があります（**貸付額500万円未満のときは2人以上、500万円以上のときは3人以上**）。500万円以上の貸付の場合は必要に応じて連帯保証人と物的担保を併用。
- ・ 償還期間中は導入した施設等を**無断で処分・目的外使用等はできません**。
- ・ **支払期日を過ぎてしまうと**年12.25%の割合で日数計算された**違約金**が徴収されます。

4 要望調査時期・問い合わせ先

- 要望調査：随時
- 問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課
(TEL：0153-24-5639)

Ⅱ. 労働安全対策をしたい

1 林業労働安全衛生活動促進事業（*リスクアセスメントの支援）

【補助】

林業における労働災害を未然に防止するため「林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部」が、リスクアセスメントの導入や普及定着にむけた指導を行います。



1 林災防の活動の例

- ・ 自主的活動をするための労働災害防止規定の設定
- ・ 安全管理士等による安全指導、技術支援等
- ・ 技能講習、安全衛生特別教育等の安全衛生教育
- ・ 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- ・ 新規導入機械の作業方法等の調査研究活動
- ・ 各種テキスト、資料の頒布など、情報提供による安全衛生意識の向上と広報啓発活動

2 問い合わせ先

○問い合わせ先：林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部
(TEL：011-251-9878)

○関係サイトリンク

林災防本部 <http://www.rinsaibou.or.jp>

林災防北海道支部 <https://rinsaibohokkaido.com/>

*リスクアセスメントとは、リスクの事前評価のことを指し、起こりうるリスクについてどれだけの危険性や有害性があるのかを事前に評価しておくことで、どのリスクを優先的に対策しなければならないのかを明確化できます。

2 林業労働環境整備事業（安全装備の購入支援）【補助】

林業現場における労働環境の改善を図るために必要な施設等の導入・整備を支援します。



1 補助対象者

北海道登録林業事業者かつリスクアセスメント導入事業者

2 対象（補助率）

○安全確保、労働負荷軽減に資する装備の導入（1／2以内）

（優先的に対象とする装備）

- ・安全ズボン（チャップス含む）
- ・刈払機作業用防護具（脛保護機能付き安全靴含む）
- ・耐切創・防振手袋
- ・視認性を高める効果のあるウェア
- ・ファン付き作業服・クールベスト
- ・保護帽（イヤーマフ、フェイスガード付き）
- ・アシストスーツ
- ・アドレナリン自己注射薬
（健康保険等適用外のものに限る。本体のみ・受診料含まない）
- ・熊撃退スプレー
- ・屋外用簡易トイレ

3 留意事項

- ・事業を実施する場合は**年度内に事業の審査（現地検査等）を終了**させる必要があります。
- ・前年度に当事業を実施した事業体は、次の年度の要望調整の際に優先順位が下がる可能性があります。
- ・国からの配当予算の範囲内での補助になりますので、事業を要望後、採択されない・要望額を下回ることがあります。
- ・会計検査の対象となり、不適切な場合は補助金返還もあります。

4 要望調査時期・問い合わせ先

○要望調査：事業実施年の3月頃

予算の執行状況によっては追加で要望調査が行われることもあります。

○問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課

（TEL：0153-24-5639）

Ⅲ. 従業員の確保・育成をしたい

1 新規参入定着支援事業（奨励金支給）【補助】

年間を通じた事業の確保に取り組み、新規参入者を通年雇用する林業事業主を対象に「北海道森林整備担い手支援センター」が奨励金を支給し、支援します。



1 受給できる事業主の条件（すべてを満たす者）

- ・年間を通じた事業の確保に取り組み、新規参入者を月給制または同等の給料体系により通年雇用していること。（同等の給料体系とは、支給対象期間内の月平均賃金支給日数が20日以上のもの）
- ・労確法の基づく認定事業主であること。
- ・中退共または林退共の被共済契約者等であること。
- ・労災保険等の適用事業主であること。

2 対象となる新規参入者の条件（すべてを満たす者）

- ・7月1日～翌年6月30日の間に新規採用された者
- ・採用時の年齢が40歳未満であること。
- ・林業での就労経験がないこと。
- ・緑の雇用担い手対策事業による緑の研修生でないこと。
- ・支給対象期間中（雇い入れ日から12月31日まで）、林業に従事する日数が全就労日数の1/2以上であること。
- ・中退共または林退共の被共済者等であること。

3 受給できる額

○新規参入者一人当たり年額

- ・1年目 30万円
- ・2年目 15万円

4 加入申請期限・問い合わせ先

○加入申請書の提出期限：7月末日

※提出書類については、担い手支援センターのHPを参照ください。

○問い合わせ先：一般社団法人北海道造林協会

北海道森林整備担い手支援センター

(TEL：011-200-1381)

<https://www.shiencenter.or.jp/index.html>

2 林業就業促進資金償還免除事業（準備資金の償還免除）【融資・補助】

新たに林業に就業しようとする方を支援するため、無利子の資金を「北海道森林整備担い手支援センター」が貸し付けます。また、一定の条件を満たすと資金の償還が免除されます。



1 利用できる方

- ・新たに林業に就業しようとする方（新規就業者）本人
- ・新規就業者を雇い入れる雇用管理等改善措置計画の認定事業主

2 借入の条件

①貸付対象経費

- ・借主が新規就業者本人の場合
住居の移転、作業用具の購入等、就業の準備に必要な資金
- ・借主が認定事業主の場合
就業の準備に必要な資金として、新規就業者本人に支給するために必要な資金

②償還期間・方法

- ・次のA・Bの期間を合計した期間（最長10年）で均等年賦償還
※千円未満の端数は、初年度償還金に上乗せする
- A：措置期間4年以内
- B：資金の種類ごとに、おおむね25万円（認定事業主の場合は支給対象者一人当たり20万円）ごとに1年

③貸付金の種類・限度額等

※新規＝新規就業者

| 区分 | 限度額 | 償還期間 | 措置期間 |
|---------------------|-------|-------|------|
| 道外から移転する者 ※新規 | 150万円 | 10年以内 | 4年以内 |
| 道内の他の市町村から移転する者 ※新規 | 100万円 | 8年以内 | |
| その他 ※新規 | 30万円 | 6年以内 | |
| 認定事業主 | 120万円 | 10年以内 | |

④保証人・担保等

- 借入に当たっては連帯保証人が必要。
 - ・新規就業者が借主の場合は、**雇用する事業主が連帯保証人**となる必要がある。（借主が未成年の場合は、連帯保証人のほか、保護者または親権者が連帯債務者になる必要がある）
 - ・会社・団体が借主となる場合には、**当該会社・団体の役員が連帯**

保証人となる必要がある。

- ・センターが債務保全上必要と認めたときは、担保の設定・連帯保証人となる必要がある。

3 償還免除措置

○就業後、4年以上継続して林業に従事した場合は、**5年目及び6年目の償還金の全部または一部が免除**となる。

(林業に従事＝通年あるいは120日以上 of 森林作業への就労)

※借主が認定事業主の場合は、償還免除措置の対象外

○免除上限額

借入者の区分によって免除の上限額が異なる。

| 区分 | 償還免除上限額 |
|-----------------|---------|
| 道外から移転する者 | 30万円 |
| 道内の他の市町村から移転する者 | 20万円 |
| その他 | 0万円 |

※各年ごとに、就業継続の確認を行う。

○免除の方法

貸付の際に決定する。各年の償還額の合計が免除上限額に達するまで、各年ごとにその年の償還額を免除する。

(例) 新規就業者が就業準備金を150万円借りた場合 (措置期間4年)

| 年度 | 貸付額 | 要償還額 | 免除額 | 実償還額 |
|-----|-------|-------|------|-------|
| 1～4 | 150万円 | 措置期間 | | |
| 5 | | 25万円 | 25万円 | 0 |
| 6 | | 25万円 | 5万円 | 20万円 |
| 7 | | 25万円 | 0 | 25万円 |
| 8 | | 25万円 | 0 | 25万円 |
| 9 | | 25万円 | 0 | 25万円 |
| 10 | | 15万円 | 0 | 25万円 |
| 計 | | 150万円 | 30万円 | 120万円 |

4 問い合わせ先

○問い合わせ先：一般社団法人北海道造林協会

北海道森林整備担い手支援センター

(TEL：011-200-1381)

<https://www.shiencenter.or.jp/index.html>

3 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業【研修参加】

将来の現場技能者を育成するために研修を実施する認定事業体を支援します。



1 内容

専門的かつ高度な知識・技術・技能を有し、間伐等の森林施業を効率的に行える現場技能者を確保・育成するための研修等を実施します。

○詳しくは【別紙1】パンフレット参照

2 問い合わせ先

○問い合わせ先：一般社団法人北海道造林協会
北海道森林整備担い手支援センター
(TEL：011-200-1381)
<https://www.shiencenter.or.jp/index.html>

4 - 1 林業担い手研修事業（地域提案型研修）【補助・研修】

地域の林業関係者が森林作業員や林業への就職希望者等に対して行う、地域の実情に即した研修やセミナー等に対して、経費の一部を助成します。



1 対象者

- ・事業主または林業関係者で組織する団体
- ・その他知事が適当と認める者

2 内容

実践的な研修等の募集を行い提案のあったものの中からその地域における課題等から判断して必要な研修等を選択しその研修等実施に必要な経費の**1/2以内**を助成する

3 要望調査時期・問い合わせ先

- 要望調査：事業実施年の5月頃（前期：6～3月まで実施分）
事業実施年の9月頃（後期：11～3月まで実施分）
- 問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課
(TEL：0153-24-5639)

4 - 2 林業担い手研修事業（地域提案型研修以外）【研修参加】

「北海道森林整備担い手支援センター」が、林業への新規参入促進及び森林作業員の技術・技能の向上を図る研修を実施します。



1 研修の種類

①基礎研修

林業就業者への就労を希望する方へ
森林作業に必要な知識を身につけるための基礎研修

②専門研修

高性能林業機械の能力を十分に活用するための機械操作や
メンテナンスなどに関する専門的な研修

③現場指導研修

ワークショップ等の体験型講習

④技能講習

森林作業に役立つ資格取得に対して助成する。

2 問い合わせ先

○問い合わせ先：一般社団法人北海道造林協会
北海道森林整備担い手支援センター
(TEL：011-200-1381)
<https://www.shiencenter.or.jp/index.html>



IV. 設備・運転資金を確保したい

1 木材産業等高度化推進資金【融資】

木材の生産及び流通の合理化や安定的な林業経営を育成することを目的に、木材の生産又は流通を担う事業者には運転資金を低利で融資します。



1 利用できる方

森林組合、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者
木材市場開設者、以上の者が組織する団体 等

※合理化計画（事業経営改善計画）の認定が必要

2 対象の例

立木、素材・製材の購入代金、木材の輸送費、木材の加工に必要な作業労賃
電力費、燃料費 等

※**運転資金に限る**

3 条件等

○条件

- ・貸付上限は5千万～5億円（資金の種類、事業量による）まで
- ・**高度化推進計画**の作成が必要になります。

○償還期限

短期資金1年以内、長期資金5年（うち措置期間1年）以内

○貸付金利

1.0%～1.6%（事業量、内容による）

※信用保証（保証割合100%）を利用する場合は0.6%～1.2

4 保証・担保

資金自体には不要。

※（独）農林漁業信用基金の信用保証を受ける場合は原則1名以上
（財務内容によっては2名以上）別途担保が必要になることもあります。

5 需要額調査時期・問い合わせ先

○需要額調査：借入実施前年の7月頃

※調査時期にかかわらず、借入要望がありましたらお早めにご連絡ください。

○問い合わせ先：北海道根室振興局産業振興部林務課

（TEL：0153-24-5639）

2 林業・木材産業信用保証【融資保証】

林業・木材産業の事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際「(独)農林漁業信用基金」が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるようにお手伝いする制度です。



1 利用できる方

林業、木材製造業または林業種苗生産業を営む方、これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合、森林組合 等

2 対象・条件等

○対象

林業・木材産業の事業用資金であれば、基本的に全て

※運転資金、設備資金共に

○条件

保証上限は原則4億円(個人：1億円)

○貸付金利

金融機関の定める利率

3 留意事項

- ・法人代表者のほか、利用条件により追加で連帯保証人が必要になります。運転資金では財務状況により担保が必要な場合があります。設備資金では5年超の借入期間または土地建物の購入・建設の場合、原則担保が必要になります。
- ・木材産業等高度化推進資金にも利用することができます。

4 問い合わせ先

○問い合わせ先：独立社団法人 農林漁業信用基金(林業部門)

(TEL：03-3294-5585, 5586)



3 日本政策金融公庫資金【融資】

「株式会社日本政策金融公庫」が用途に応じた資金の融資を行います。



1 融資制度の例

①林産加工流通施設等の整備、レクリエーション施設の設置

| 融資制度 | 農林漁業施設資金 | 振興山村・過疎地域経営改善資金 |
|------------------|---|---|
| 利用できる方 | 農林漁業を営む者 等 | 林業経営改善計画について認定を受けた個人・法人、林業振興計画について認定を受けた森林組合等 |
| 融資限度額 | 負担額の80% | 【個人】1,300万円 (特別：2,600万円) 【法人】5,200万円 (特別：6,000万～5億円) |
| 融資期間 (うち措置期間) | 20年以内(3年以内) | 25年以内(8年以内) |
| 資金用途の例 | 林産物の処理加工施設・流通・販売施設を設置する、素材生産施設・機械を整備する、森林レクリエーション施設、集会施設等を設置する等 | |

| 融資制度 | 新規用途事業等資金 | 中山間地域活性化資金 |
|------------------|--------------------------------------|--|
| 利用できる方 | 特定林産物を原材料として新規の用途の実用化等の事業を行う食品製造業者 等 | 中山間地域の林産物を使用して、製造・加工を行う方、販売事業を行う一定規模以上の方 等 |
| 融資限度額 | 負担額の80% | 負担額の80%以内 |
| 融資期間 (うち措置期間) | 10年超15年以内(3年以内) | 10年超15年以内(3年以内) |
| 資金用途の例 | 同上 | |

②造林・林道

| | | |
|------------------|---|----------------------------|
| 融資制度 | 林業基盤整備資金 (造林資金) | 森林整備活性化資金 |
| 利用できる方 | 林業を営む方、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合 | 林業を営む方、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合 |
| 融資限度額 | 負担額の80% | 負担額の2/7相当 |
| 融資期間 (うち措置期間) | 55年以内(35年以内) | 30年以内(20年以内) |
| 資金用途の例 | 人工・天然林の改良をする、下刈・間伐など森林の手入れをする、造林育林用の機械を購入する、林道・作業道の開設・改良をする 等 | |

③林地等の取得、生産方式の合理化

| | |
|------------------|---|
| 融資制度 | 林業経営育成資金 |
| 利用できる方 | 林業を営む方 |
| 融資限度額 | 負担額80%以内、または各融資条件における限度額のいずれか低い額 |
| 融資期間 (うち措置期間) | 35年以内(25年以内) |
| 資金用途の例 | 造林するための土地や幼齢林を取得する、高性能林業機械のリース料や作業員研修費用を支払う |

④経営の維持・安定

| | |
|------------------|---|
| 融資制度 | 農林漁業セーフティネット資金 |
| 利用できる方 | 林業経営改善計画認定者、林業所得が総所得の過半を占める・林業粗収益が200万円以上の個人、林業売上高が総売上高の過半を占める・林業売上高が1,000万円以上の法人 等 |
| 融資限度額 | 【一般】600万円 【特認】年間経費等の6/12以内 |
| 融資期間 (うち措置期間) | 10年以内(3年以内) |
| 資金用途の例 | 災害や経営者の責めに帰さない事由による一時的な経営悪化による経営維持のための資金 |

2 問い合わせ先

○問い合わせ先：株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部
(TEL：0120-154-505)